

ご存知ですか？

障害者差別解消のための法律が

令和3年5月に **改正** されました



川崎市障害者社会参加推進センター

# 障害者差別解消法とは

障害者差別解消法（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

## 不当な差別的取扱いとは

企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりと、障害を理由として差別するような行為をいいます。

## 合理的配慮とは

障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保証されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

## 今回改正されたポイント

「合理的配慮の提供」において、**民間事業者の努力義務が法的義務になった**ことです。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	法的義務
民間企業・事業者 ※個人事業者、NPO等の非営利事業者も 含みます。	禁止	努力義務

改正

令和3年5月～

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	法的義務
民間企業・事業者 ※個人事業者、NPO等の非営利事業者も 含みます。	禁止	法的義務

障害を理由とする不当な差別的取扱い	
該当する例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害のある人が、学校や病院などで教育や医療を受けようとしたときに、障害を理由に入学・入院・通院・受診等を拒否されたり、制限されたりすること</li> <li>• 障害のある人が、地域社会や団体などで活動しようとしたときに、障害を理由に参加や発言を拒否されたり、無視されたりすること</li> </ul>
該当しないと 考えられる例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 飲食店において、タイヤカバーのない車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、そのまま入室すると畳が傷つくおそれがあることから、カーペット敷きの別室を案内すること</li> <li>• 運転士や介護職など、一定の身体的な能力が仕事上必要になる場合等、正当な理由に基づいて障害のある人がその仕事に就くことを制限すること</li> </ul>

合理的配慮の提供義務違反	
該当する例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申し出があった場合、前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること</li> <li>• 聴覚障害のある人に対して、音声による情報提供しか行わないことや、視覚障害のある人に対して、視覚情報のみを用いた情報提供しか行わないこと</li> </ul>
該当しないと 考えられる例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 飲食店で食事介助を求められた場合、当該飲食店が当該業務を事業の一環として行っていないことから、その提供を断ること</li> <li>• 「合理的配慮の提供」として障害者から求められた具体的な手段のうち、合理的ではないものや過重な負担があるものについて、その提供を断ること</li> </ul>

より詳しく知っていただくために

障害者の差別解消に向けた  
理解促進ポータルサイト  

——— 合理的配慮を知っていますか ———

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

検索



このサイトは、企業や店舗などの事業者等が障害のある人に対して行うこととされる「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法により定められている事項について解説しています。

- 障害種別ごとの「合理的配慮の提供」や「環境の整備」についての事例
- 障害種別ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例動画 などを紹介

## 困ったときは

障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談してください。

### 地域みまもり支援センター・健康福祉ステーション

名称	郵便番号	所在地	高齢・障害課 障害者支援係/精神保健係		最寄りの駅・ バス停	
			電話	FAX		
川崎区役所 地域みまもり支援センター	210-8570	川崎区東田町8	身体・知的	201-3215	201-3291	JR線・京急線 川崎駅
			精神	201-3213		
大師地区健康福祉 ステーション	210-0812	川崎区東門前 2-1-1	身体・知的	271-0162	271-0128	京急線 東門前駅
田島地区健康福祉 ステーション	210-0852	川崎区鋼管通 2-3-7	身体・知的	322-1984	322-1995	臨港バス 鋼管通2丁目
幸区役所 地域みまもり支援センター	212-8570	幸区戸手本町 1-11-1	身体・知的	556-6654	555-3192	市バス 幸区役所入口
			精神	556-6695		
中原区役所 地域みまもり支援センター	211-8570	中原区小杉町 3-245	身体・知的	744-3296	744-3345	JR線・東急線 武蔵小杉駅
			精神	744-3297		
高津区役所 地域みまもり支援センター	213-8570	高津区下作延 2-8-1	身体・知的	861-3252	861-3249	JR線 武蔵溝ノ口駅 東急線 溝の口駅
			精神	861-3309		
宮前区役所 地域みまもり支援センター	216-8570	宮前区宮前平 2-20-5	身体・知的	856-3304	856-3163	東急線 宮前平駅
			精神	856-3262		
多摩区役所 地域みまもり支援センター	214-8570	多摩区登戸 1775-1	身体・知的	935-3302	935-3396	JR線 登戸駅 小田急線 向ヶ丘遊園
			精神	935-3324		
麻生区役所 地域みまもり支援センター	215-8570	麻生区万福寺 1-5-1	身体・知的	965-5159	965-5206	小田急線 新百合ヶ丘駅
			精神	965-5259		

\*川崎市の市外局番は044です。

発行元 **川崎市障害者社会参加推進センター**

[公益財団法人 川崎市身体障害者協会内]

〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6

TEL:044-246-6941 FAX:044-246-6943

令和5年3月発行